

奈良文化財研究所ソーシャルメディア・ガイドライン（役職員対象）

令和4年6月13日

奈良文化財研究所長裁定

1. 策定の目的

ソーシャルメディアは、情報収集や情報発信等のコミュニケーションを効果的に実施することができるものであり、奈良文化財研究所（以下、奈文研）と社会とのコミュニケーションを深め、社会に貢献していく重要な手段となる。

奈文研に所属する役職員（以下、役職員）においても、社会の自律した構成員として、自由な言論活動・調査研究活動・コミュニケーション活動は尊重されるものであるが、有用である一方、意図しない問題を起す可能性があることから、ソーシャルメディアの特性や社会的規範を理解し適切に利用していくことが求められる。

奈文研において、役職員を対象とした「奈良文化財研究所ソーシャルメディア・ガイドライン（役職員対象）」を策定し、ソーシャルメディア利用時の基本的な考え方や留意点を明らかにするものである。

2. ソーシャルメディアの定義

インターネットを利用した相互でやりとりのできるメディア。

例)

- ・ブログ
- ・ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Twitter、Instagram、Facebook等）
- ・動画や画像の共有サイト（YouTube、Flickr、TikTok等）
- ・掲示板等

3. ガイドライン適用の範囲

役職員

4. ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則

（自覚）

- （1）役職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、奈文研の一員であることの自覚と責任を持つこと。

（法令遵守・国際法遵守）

- （2）日本国および諸外国の法令や国際法を遵守すること。

(人権の尊重)

(3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権等に十分に留意し、他者の権利を尊重すること。

次に掲げる情報は発信してはならない。

- ・人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
- ・違法行為または違法行為を煽る情報
- ・その他公序良俗に反する一切の情報

(守秘義務・機密情報・個人情報の取扱)

(4) 職務上知り得た守秘義務のある情報を発信してはならない。独立行政法人国立文化財機構の機密情報や個人情報の取扱いに関する規程等を遵守すること。

(正確な情報発信)

(5) 正確な情報を発信すること。単なる噂や噂を助長させるなど欺瞞情報を発信してはならない。

(規程違反の対処)

(6) 国立文化財機構規程第18号「独立行政法人国立文化財機構職員倫理規程」18条に基づき、役職員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては必要な措置を厳正に行うものとする。